

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03985

研究課題名(和文)生活困窮者支援におけるフードバンク活動の役割

研究課題名(英文)Role of Food Bank Activities in Assistance for Deprived people

研究代表者

佐藤 順子 (SATO, Junko)

佛教大学・福祉教育開発センター・講師

研究者番号：80329995

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では日本およびフランス共和国・アメリカ合衆国・韓国におけるフードバンク活動の調査を通してフードバンク活動が生活困窮者支援において果たす役割を明らかにした。日本のフードバンク活動に対する行政の支援は限定的であるがフードバンク数は増加してきている。フランスでは1980年代後半に誕生したフードバンク活動がEUと政府の補助を受けて生活困窮者に対する食料支援政策の一環として組み込まれてきた。アメリカでは国民のフード・インセキュリティ問題が浮上する中でフードバンクが食料支援政策の不足分を補完する目的で普及してきた。韓国では政府主導でフードバンクを整備されてきたが民間のフードバンク活動も見られる。

研究成果の概要(英文)：In this research, we investigated food bank activities in Japan, France Republic, USA, Korea, and revealed the role that food bank activities play in support of daily needy people. Administrative support for Japanese food bank activities is limited, but the number of food banks is increasing. In France, the food bank activity that was born in the late 1980s was incorporated as part of the food support policy for deprived people with assistance from the EU and the government. In the United States, as the public's food-in-security problem emerges, food bank have become popular for the purpose of supplementing the shortage of food support policy. In SouthKorea, food banks have been developed led by the government, but private food bank activities are also seen.

研究分野：社会福祉学

キーワード：フードバンク 生活困窮者支援 包摂的支援

### 1. 研究開始当初の背景

日本における生活困窮者支援は、生活保護法による金銭・現物給付および社会福祉協議会による生活福祉資金貸付資金事業の貸付等が挙げられるが、平成 27 年度からはさらに生活困窮者支援法が施行された。

生活困窮者自立支援法による事業の実施は、生活保護に至る前の生活困窮者に対する「新たなセーフティネット」として期待されていたところである。しかし、生活困窮者の食を支えるフードバンク活動については同法の事業として加えられることがなかった。

そこで、新たにフードバンク活動について生活困窮者の支援と地域福祉活動の充実という視点を取り入れ、日本におけるフードバンク活動の展開の可能性を検討するものである。

それによって、これまで最後のセーフティネットとされてきた生活保護制度と「新たなセーフティネット」とされる生活困窮者自立支援法において、フードバンク活動が生活困窮者自立支援事業の拡充および地域福祉活動に寄与するための条件について検討し、日本における重層的なセーフティネット構築のあり方について研究を進める着想を得た。

### 2. 研究の目的

本研究は社会福祉学の視点からフードバンク活動が生活困窮者支援・地域福祉活性化に果たす役割について明らかにすることを目的としている。

フードバンク活動に関する国内外調査研究は、平成 21 年度に食品リサイクル法第 5 条に基づいて農林水産省の委託を受けて(株)三菱総合研究所が日本およびアメリカ・フランス等について行っているものに詳しいが、本研究は初めての社会福祉学の観点からの国内外の調査研究としての意義を持つ。

日本のフードバンク活動は平成 12 年以降、NPO・生活協同組合・社会福祉協議会等によって拡がりを見せているが、実践が先行して研究に乏しい状況にある。

そのため食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者支援事業の拡充および地域福祉活性化の観点からフードバンク活動が利用者のニーズを把握して公平性を確保した活動を継続するための条件等を明らかにすることを目的として研究を行うものである。

### 3. 研究の方法

日本国内外のフードバンク団体、施設、生活困窮者支援団体等のヒアリング調査、アンケート調査、資料収集によって実施した。

### 4. 研究成果

平成 27 年度は、国内外におけるフードバンク活動の実態調査を実施した。

日本のフードバンク活動は農林水産省所管の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づく食品ロスの削減の一方策であるが、同省からの継続的な助成はなくフ

ードバンク活動は寄付や会費等に依存している。また、ヒアリング調査によってフードバンク団体は、食育活動やコミュニティレストラン等フードバンク活動以外の取組みを実施している、生活困窮者等に対して直接食料支援を実施/生活困窮者等支援団体を通じて間接的に食料支援を実施/その両方を実施と支援方法に違いがある、食料支援の基準は、行政や生活困窮世帯等支援団体の選定基準に基いていることが確認された。

海外調査は、フランス共和国及びアメリカ合衆国で行った。フランスでは心のレストラン、バンク・アリマンテール、モノプリ基金等の調査を行った。欧州貧困援助基金への移管と共に、フードバンク活動は食料政策から貧困政策へシフトしている。フランス政府は生活困窮者への食料支援を重点に置きつつ、食品ロス削減の観点も加えてフードバンク活動の基盤を支えており、フードバンク団体及び食料を受け取る支援団体等に関する法律・政令は詳しく規定されている。

アメリカでは全米のフードバンク団体を統括する Feeding America をはじめイリノイ州 Greater Chicago Food Depository, North Illinois Food Bank 等の調査を行った。アメリカのフードバンク活動の主な目的は食品廃棄問題ではなく、フードスタンプ制度を補強する栄養補助プログラムの一環として位置付けられている。フードバンクは州政府の補助を一部受けながら、製造業者・小売業者・個人からの寄付を受けて有給職員が活動しており、青少年等を含むボランティアの参加も活発である。

平成 28 年度は国内外のフードバンクおよびフードバンクから食料を受け取っている生活困窮者等支援団体・施設の訪問調査、資料収集・アンケート調査を実施した。

また、海外調査は韓国で行った。韓国のフードバンクは 2006 年 3 月の「食品寄付活性化に関する法律」のもとでシステムティックに展開されている。その仕組みは、韓国社会福祉協議会がフードバンク事業委託を受けて中央フードバンクの運営主体となり、全国フードバンク寄付食品中央物流センター、市・郡レベルで食品集配等を行う広域フードバンク、区レベルで生活困窮者等支援団体・施設や利用者に提供を行う基礎フードバンクが設置されるというものである。食料を受け取る利用者の資格審査は福祉行政担当者が行い、基礎フードバンクでは社会福祉士が利用者の相談に応じる。さらに、フードバンクは利用者の食料選択の幅が少ないことから、2009 年以降はフードバンクにフードマーケットを併設する流れにある。

また、国内ではフードバンク関西の協力を得て同フードバンクから食料を受け取っている生活困窮者等団体・施設に対してアンケート調査を実施した。その結果、フードバンクからの食料支援は生活困窮者等団体・施設から好意的に受け取られており、利用者から

感謝されているものの、個々の利用者の生活上の変化等について十分に把握されていない現状も窺えた。

フードバンクが生活困窮者等支援に効果を持つことを検証するためには、生活困窮者等団体・施設が食料支援を受ける利用者の状況把握と課題について把握し、フードバンクにフィードバックする必要があると考える。

平成 29 年度は国内外のフードバンク団体および社会福祉協議会等への訪問と資料収集およびヒアリング調査を追加実施した。

海外調査では韓国のフードバンクを再訪し、基礎フードバンクにおける社会福祉士の役割についてヒアリング調査を行った。基礎フードバンクにおいて社会福祉士が利用者の相談対応や利用希望者を区役所につなぐ等の役割を果たしていることが確認できた。

なお、韓国では昨年以降の傾向としてフードバンクでは利用者の食料選択の幅が少ないことから、フードバンクにフードマーケットを併設して利用者自らが食品、日用品や衣料品を選択する流れにある。一方で、フードバンクから食料等を受け取るのは在宅の高齢者や障がい者世帯等の外出困難世帯で、フードバンク職員が食料等を配送している。

また、国内調査ではフードバンク活動を実施している社会福祉協議会の調査を中心に行った。具体的には、鳥根県社会福祉協議会、松江市社会福祉協議会および沖縄市社会福祉協議会によるフードバンク活動を視察し、ヒアリング調査を実施した。

生活困窮者自立支援法施行以後、社会福祉協議会によるフードバンク活動は全国的に拡大して行く傾向にある。鳥根県社会福祉協議会は、県内の市町村社会福祉協議会にフードバンク活動を広めるための情報発信等のプラットフォームの役割を果たしており、松江市社会福祉協議会においてもフードバンク活動が行われていることが確認できた。

沖縄市社会福祉協議会では、市民による食料寄贈が盛んに行われており、食料は生活困窮者だけでなく、「子どもの居場所」事業を行っている子ども食堂等に食料の寄贈をしており、フードバンク活動が包摂的な社会福祉支援の内に位置付くことが有効であることが確認できた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6 件)

佐藤順子「フードバンクと生活困窮者支援」貧困研究第 18 号 96-12 頁 明石書店 2017 年

角崎洋平「社会保障システムにおける食料保障 フードバンク事業の社会政策的側面での意義と可能性についての考察」貧困研究 第 18 号 82-95 2017 年

佐藤順子「日本におけるフードバンク活動の現在」佛教大学福祉教育開発センター紀要 第 13 号 201 -215 2016 年

佐藤順子「韓国のフードバンクシステム」佛教大学社会福祉学部論集 第 14 号 65-78 2016 年

小関隆志「フードバンクが生活困窮者支援に果たす役割：日本とフランスの事例から」貧困研究 第 16 号 100-111 2016 年

上原優子「現物寄付とその評価-米国におけるフードバンクの食料評価を事例として」会計・監査ジャーナル 2016 年 10 月号 86-94

〔学会発表〕(計 2 件)

日韓フードバンクシンポジウム「生活困窮者とフードバンクの役割 韓国の最新事例から」

(シンポジスト：佐藤順子・角崎洋平・小関隆志、韓国ソウル市江南区フードバンク・フードマーケット美所チーム員 Jang Ji-Duk 氏、聖公会フードバンク代表 Kim Han-Seung 氏、フードバンク関西理事長浅葉 めぐみ氏) 2016 年 11 月 27 日 明治大学駿河台キャンパス(東京都千代田区)

佐藤順子・小関隆志・角崎洋平「フードバンクが生活困窮者支援に果たす役割：日本とフランスの事例から」貧困研究会第 8 回研究大会 九州大学 箱崎キャンパス(福岡県福岡市) 2015 年 12 月 13 日

〔図書〕(計 1 件)

佐藤順子編著・小関隆志・角崎洋平・上原優子他著

「フードバンク-世界と日本の困窮者支援と食品ロス対策」明石書店 2018 年 5 月

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6．研究組織

(1)研究代表者

佐藤順子 ( SATO, Junko )  
佛教大学・福祉教育開発センター・講師  
研究者番号：80329995

(2)研究分担者

(3)連携研究者

小関隆志 ( KOSEKI, Takashi )  
明治大学・経営学部・准教授  
研究者番号： 20559568

(4)研究協力者

角崎洋平 ( KADOSAKI, Yohhei )  
佛教大学・日本学術振興会・特別研究員  
研究者番号： 10706675

上原優子 ( UEHARA, Yuko )  
立命館アジア太平洋大学・国際経営学部・  
准教授  
研究者番号：30711478